

共同研究契約書（案）

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約項目表）

1. 研究題目					
2. 研究目的及び内容					
3. 研究期間	契約締結日～令和 年 月 日				
4. 研究担当者 ◎：民間等共同研究員 (乙)	区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割	
	甲			(甲の研究代表者)	
	乙			(乙の研究代表者)	
5. 研究実施場所	甲				
	乙				
6. 甲の施設における使用設備及び甲に搬入する乙の設備	区分	名称	規格	数量	
	甲				
	乙				
7. 研究に要する経費	区分	直接経費	間接経費	研究料	合計
	乙	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	440,000×()人＝ 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
8. 経費支払期限	国立大学法人弘前大学出納命令役の請求書発行の日の翌日から〇〇日以内				
9. 研究に関する基本発明等の名称と帰属					
10. ノウハウの秘匿期間	本契約期間中及び研究終了日の翌日から起算して〇年間				
11. 秘密保持義務の有効期間	本契約期間中及び研究終了日の翌日から起算して〇年間				
12. 研究成果発表の通知期間	本契約期間中及び研究終了日の翌日から起算して〇年間				
13. 特記事項					

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する表記契約項目表4項に掲げる者及び本契約第2条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、表記契約項目表4項に掲げる者及び本契約第2条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究に従事する者)

第2条 甲及び乙は、それぞれ表記契約項目表4項に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加

させるものとする。

- 2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第3条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実績報告書を、研究期間終了後速やかにとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を甲乙協議の上、決定、明示するものとし、原則として、表記契約項目表10項に掲げる期間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究に要する経費の負担)

第5条 乙は、本共同研究の実施に必要な表記契約項目表7項に掲げる研究に要する経費を負担するものとする。

(研究に要する経費の支払い)

第6条 乙は、表記契約項目表7項に掲げる研究に要する経費を表記契約項目表8項に掲げる経費支払期限までに、国立大学法人弘前大学出納命令役の発する請求書により、甲へ支払わなければならない。

- 2 乙は所定の経費支払期限までに前項の研究に要する経費を支払わないときは、経費支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未収額に年5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(経理)

第7条 前条の研究に要する経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究に要する経費により取得した設備等の帰属)

第8条 甲が、表記契約項目表7項に掲げる研究に要する経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第9条 甲は、表記契約項目表6項に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表6項に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をも

ってその保管にあたらなければならない。この場合の設備の搬入及び据付け、又は、返還に要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第 10 条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究に要する経費等の取扱い)

第 11 条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第 6 条第 1 項の規定により支払われた研究に要する経費（研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により支払われた研究に要する経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究に要する経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第 9 条第 2 項の規定により乙から受け入れた設備を本共同研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

※ 第 2 項において、乙が経費を負担できない場合には、契約の継続について、甲乙協議の上決定するものとする。

(知的財産権の出願等)

第 12 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同でなした発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）については、原則として甲及び乙の共有とする。その持分比は当該発明等に対する貢献度に応じて甲乙協議の上で定めるものとする。なお、緊急を要する場合は、相手方の研究担当者へ書面にて連絡した後、それぞれの責任において速やかに出願することができるものとする。

3 甲又は乙に属する研究担当者が、単独でなした発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）は、原則として当該発明等をなした甲又は乙に単独に帰属するものとする。当該出願を行うときは、あらかじめ相手方の確認を得るものとする。

4 第 2 項の出願を行うときは、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）について、協議の上、別途共同出願契約書を締結するものとする。

(外国出願)

第 13 条 前条の規定は、外国における知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願手続き及び権利保全等（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(優先的实施)

第 14 条 第 12 条第 3 項により、知的財産権が甲に単独に帰属した場合、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」という。）から優先的な実施許諾の申し入れがあった場合には、甲は、当該知的財産

権について自己実施をせず、出願から〇〇年間、乙等に優先的に実施をさせることを許諾する。ただし、次条に定める場合はこの限りではない。

- 2 甲は、乙または乙の指定するものから前項に規定する優先的に実施させる期間を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間の更新を許諾する。

(第三者に対する実施の許諾)

第 15 条 甲は、乙等が前条に定める優先的実施許諾をした知的財産権について〇年以上、正当な理由無く実施しない時には、乙等以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該知的財産権の実施許諾をすることができるものとする。

- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了後の翌日から起算して〇年以内に正当な理由無くして実施しない場合に準用する。

- 3 乙は、共有に係る知的財産権を出願したときから、甲に通知することを前提として、第三者に対して実施許諾できるものとする。この時、甲は当該共有に係る知的財産権を自己実施せず、また第三者に実施許諾をしないものとする。

(共同研究開始時点で大学側が基本発明を有している場合の実施許諾)

第 16 条 本共同研究過程で生じた知的財産権が、本共同研究開始時点で甲が所有する基本発明を利用する場合、乙が当該知的財産権を実施する場合、乙は甲に一定契約のもとで実施許諾をもとめ、且つ甲は実施許諾をしなければならない。

(持分の譲渡等)

第 17 条 甲は、本共同研究の結果生じた知的財産権であって、甲又は共有に係る知的財産権の甲の持分を乙又は甲と乙とが協議の上指定した者に限り譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

- 2 乙は、本共同研究の結果生じた知的財産権であって、共有に係る知的財産権の乙の持分を第三者に譲渡又は専用実施権の設定をする場合は、譲渡又は専用実施権の設定が無い場合に甲が乙から得ることのできた利益はそのまま保存されることが条件でなければならない。

- 3 甲は、乙以外の者への共有に係る知的財産権の持分の譲渡、質権、専用実施権又は通常実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

第 18 条 甲が承継を受けた知的財産権を、乙等が実施する場合、別に実施許諾契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙等が実施する場合は、甲は自己実施しないことから、別に実施許諾契約で定める不実施に対する対価を甲に支払わなければならない。

- 3 共有に係る知的財産権を、乙が第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(情報交換)

第 19 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者で、契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 提供された資料は、本共同研究の完了又は中止後、若しくは本契約が解除された後相手方に返還

するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、表記契約項目表 4 項に掲げる研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前二項の有効期間は、表記契約項目表 11 項に掲げる期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第 21 条 甲及び乙は、本共同研究過程において得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、原則、発明等の出願の後、かつ、相手方の同意を得た後、第 20 条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならぬ。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

(甲における研究成果の使用)

第 22 条 甲及び甲の研究担当者は、第 4 条のノウハウの秘匿期間及び第 20 条の秘密保持義務を遵守の上、一切の研究成果を教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第 23 条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第 12 条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

- 第 24 条 甲は、乙が表記契約項目表 7 項に掲げる研究に要する経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後○日以内には是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

- 第 25 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

- 第 26 条 本契約の有効期間は、契約締結日から表記契約項目表 3 項に掲げる終了期間までとする。
- 2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 11 条から第 23 条、第 25 条及び第 28 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

- 第 27 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

- 第 28 条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする青森地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和○年○月○日

（甲）弘前市文京町 1 番地
国立大学法人弘前大学
契約担当役

・ ㊞

（乙）住所
氏名

・ ㊞

オプション条項―必要に応じて追加

(進行状況報告会の開催)

第〇条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

2 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に進行状況報告書を相互にとりまとめ、報告会を開催し、本共同研究の進行状況について報告を行うとともに進行その他について協議を行う。

なお、定期的開催以外にも甲乙協議の上、必要に応じて開催することができるものとする。

〈※複数年度契約の場合、次の項を追加〉

3 甲及び乙は、当該年度終了後〇〇日以内に双方協力して年度末実績報告書を取りまとめ、報告会を開催し、次年度以降の研究の進め方等について協議を行う。

※ 初年度の研究期間が短いものについては、初年度の実績報告書及び報告会は省略することができる。

〈進行状況報告書の内容例〉

- (1) 研究題目
- (2) 現在までの成果
- (3) 今後の課題・スケジュール
- (4) 特記事項

〈年度末実績報告書の内容例〉

進行状況報告書の内容に経費の支出実績や必要に応じて研究成果の活用方を追加記入

※ 点線内の報告書内容は、あくまで例を示したものであり、報告書には相手方と合意した内容を記入すること。

